

株式会社ゼンコウ 行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年10月23日 ～ 令和12年10月22日までの 5年間

2. 内容

目標1：将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業に関する規程の整備、育児休業制度等の制度および育児休業・育児休業後の労働条件に関する事項についての周知を行う。

<対策>

- 令和7年10月～ 社員への面談、育児休業等規程の内容検討
就業規則の策定・届出・社内周知
- 令和7年11月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、有期契約労働者を含めた研修および掲示物等による全社員への周知

目標2： 令和8年10月までに、フルタイム労働者1人当りの法定時間外労働・法定休日労働の合計時間数を毎月10時間未満とする。

<対策>

- 令和7年10月～ 法定時間外労働のある社員について面談を実施
- 令和7年11月～ 業務の棚卸し、法定時間外労働の削減方法の検討開始
- 令和8年2月 ～ 検討した方法及び労働基準法について社員へ周知、削減の実施
- 令和8年2月 ～ 毎月の勤怠について確認し、削減効果の検証と改善